奈良県児童虐待防止アクションプランの改定について

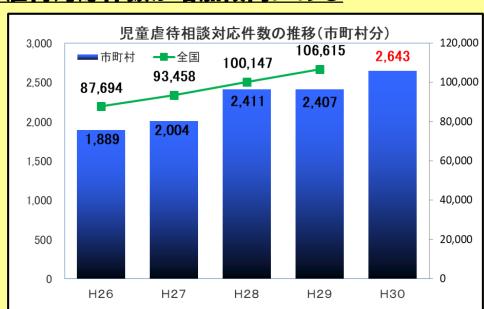
本年度で終期をむかえる「第3期 奈良県児童虐待防止アクションプラン」(H29~H31)について、 これまでの取組状況を振り返り、現時点での課題把握を踏まえたうえで、第4期アクションプラン改定案(骨子)を作成する

現行の児童虐待防止アクションプランの検証①

統計からの検証

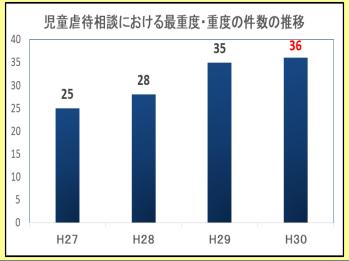
○児童虐待に関する社会的認知の高まりもあり、虐待対応件数が増加傾向にある

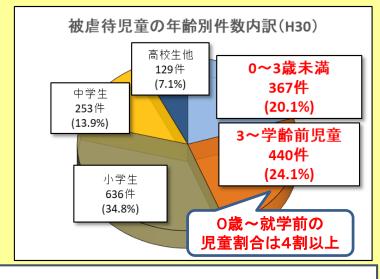




○児童虐待の重症事例数が低下せず、死亡事例も複数発生している

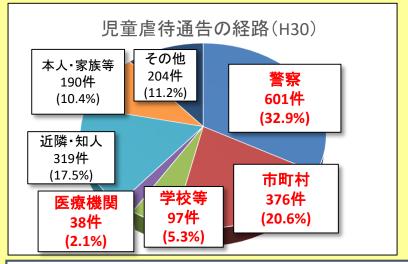
- ・児童虐待対応件数に占める最重度・重度の割合は横ばいにあるが、実件数は増加しており、件数はH27以降25~36件で推移。 ・近年では乳幼児を含む死亡事例が2件発生(H29:0歳男児 H30:8歳男児)。 ・児童虐待対応件数に占める「就学前児童」の割合は4割超(乳幼児は、重症度リスクが高まりやすい)。 ・児童虐待通告の経路に占める「警察」の割合が大幅増。





<死亡事例について>

- 〇 0歳男児の死亡事例(H29年 発生)
- 母親がO歳の息子を踏みつけ胸腹部圧迫による窒息、内臓損傷による出血性ショック等 により死亡させた。
- 〇 8歳男児の死亡事例(H30年 発生)
- ・父親が8歳の息子の頭部を殴り、硬膜外血腫により死亡させた。



<通告経路について>

- ○警察からの通告件数が大幅増(H25年比:2.9倍)
- ・特に面前DVをはじめとする「心理的虐待」を理由と した児童虐待対応件数が増加

※緊急度や重症度は低いが、支援が必要なケース

4つの枠組の 内容の充実と 着実な実施が必要

未然防止

児童虐待を減少させ、

重症事例

死亡

事例をなくすために

早期対応

発生後の対応

体制整備

現行の児童虐待防止アクションプランの検証②

別添

2 現行アクションプランの取組実績、評価指標からの実施状況の評価

◆「評価指標からの評価」 (評価対象事業 28事業)

〇達成評価

A評価:取組が達成、又はほぼ達成(5事業)

B評価:取組が進捗しているが、更なる進捗が必要(10事業)

C評価:取組が進んでいない(13事業)

3 県及び市町村における課題等

◆「児童虐待重症事例等検証結果報告書」の「提言内容」の概要

○ 0歳男児の死亡事例(平成29年 発生)

- ①「個別ケース検討会議」の実施基準の明確化
- ②共通のアセスメントツールを活用した「個別ケース検討会議」の実施及び ケース移管業務の実施
- ③町村に重点を置いたスーパーバイズ体制の拡充
- ④母子保健担当課の専門性強化とソーシャルワークの視点に基づく支援の導入
- ⑤精神科等の医療機関との連携の促進
- ◆児童相談所における「児童福祉司 配置」と「体制整備」の状況

〇児童相談所に必要な「児童福祉司」配置数(見込み)

現 状(2019年度) 39名(人口 4万人基準)

今後(2022年度) 60名以上(人口 3万人基準) ※児童虐待対応件数の加算人員等含む

◆市町村要対協における「専門職 配置」と「体制整備」の状況

〇市町村要対協における専門職配置状況

- ①配置済み:37市町村
- ○「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置状況
- ①設置済み:6市町村(設置予定:4市町 検討中:15市町村)

4 児童福祉法の改正及び国の方向性等

◆「児童福祉法等の一部改正」(令和元年6月26日公布)

〇改正の概要

- ①児童の権利擁護
- ②市町村及び児童相談所の体制強化等
- ③関係機関間の連携強化 等

◆「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月公表)

〇対策の概要

- ①児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- ②児童虐待の早期発見・早期対応
- ③児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- ④関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
- ⑤適切な司法関与の実施
- ⑥保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化 等

◆「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月発表)

Oビジョンのポイント

- ①家庭養育優先の原則
- ②市町村を中心とした支援体制の構築
- ③施設養育の小規模化・高機能化・地域分散化
- ④自立支援の徹底

達成に

課題

目標達成に向けた積極的な働きかけの促進

課題

町村を中心とした市町村支援の充実

児童相談所と市町村における 情報共有・連携方法のルール化

リスクアセスメントカの向上

児童相談所と市町村の体制・専門性強化

児童相談所と市町村の連携強化

必要な取組

児童の安全確保と権利擁護の推進

妊産婦及び児童と家庭への支援の充実

子育て家庭を支える支援制度の充実

多機関による連携強化 (特に警察・司法・学校・医療機関等)

家庭的養育の推進

社会的養護で暮らす子どもの自立支援

検証①及び②による総括

4つの枠組を見直したうえ 事業内容の充実が必要

未然防止

早期対応

発生後の 対応 体制強化 専門性強化

多機関連携

家庭的養育 の推進

枠組内容を充実させるために 必要な具体的取組

アクションプランの目標達成に向けた 積極的な県の働きかけ

町村を中心とした支援の実施 (人材育成のための研修実施・助言等)

「市町村子ども家庭総合支援拠点」の 設置推進

情報共有・連携方法のルール化 アセスメントツールの共有化

妊産婦や子育て家庭への切れ目ない アウトリーチ型支援の展開

連携と相互理解を深めるための 人事交流の促進

児童相談所職員の専門性向上(人材育成のための研修実施等)

警察・司法・学校・医療機関等 との連携強化(相互研修等)

里親委託・里親支援推進のため フォスタリング機能の強化

児童福祉施設等における入所児童へのケアの充実

家族再統合や児童の自立に向けた アフターケアの推進